平成２１年（フ）第１４１６号
神戸市兵庫区新開地５丁目２番29―806号
債務者　大澤あゆみ
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４１８号
神戸市北区有野町唐櫃4573番地の21
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４３９号
神戸市長田区重池町２丁目２番１―1209号
債務者　坪田ひさの
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６１７号
愛媛県松山市古三津１丁目23番１号　サーパス古三津508号
債務者　青木　勇志
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６１８号
愛媛県松山市古三津１丁目23番１号　サーパス古三津508号
債務者　青木　信子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６２７号
愛媛県松山市祇園町２番26号
債務者　八塚　光敏
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６５５号
愛媛県松山市三番町１丁目６番地18　ふじビルディング103号
債務者　成松　弘子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３１４号
高知県香南市吉川町吉原549番地１　市営住宅長畠団地254号
債務者　新井　邦子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３１５号
高知県香南市野市町西野647番地１　カーサ西野Ｉ204号
債務者　新井　　武
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８３号
福岡県八女郡星野村13078番地
債務者　森松　信成
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第４５６号
宮崎市大塚町浜川田4933番地１　ヴィラ88―103号、前住所宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸569番地10
債務者　椎　　邦彦
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１４１号
鹿児島県姶良郡姶良町西姶良１丁目27番７号
債務者　内村恵梨子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
鹿児島県姶良郡湧水町木場255番地１　宮前住宅１棟123号室、住民票上の住所鹿児島県姶良郡湧水町木場255番地１
債務者　植村　倫子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第３９７号
秋田県南秋田郡五城目町字鵜ノ木60番地
債務者　畠山威智子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９９号
秋田県男鹿市船川港双六字打越145番地１
債務者　加藤　優貴
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０７号
秋田市広面字碇62番地、住民票上の住所秋田市仁井田二ツ屋２丁目９番21号
債務者　岡田　弘之
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７２号
長野市平林２丁目19番12―501号ロードス十王、前住所長野県下伊那郡下條村睦沢8838番地
債務者　髙山　泰弘
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係